

政治家や官僚のみではない。企業も、病院も、学校も、さまざまな（営利・非営利）団体も、個人も……不祥事が発覚すると、①まず高飛車に否定し、②証拠が出てくるまでは絶対に認めず、その後動かぬ証拠が突きつけられると、③恥ずかしげもなく、クルリと態度を変えて、一斉に頭を深く下げ「心からの謝罪」を表明する。

このすべてが欺瞞的であることはわかりきっているのに、あきれほど同じ光景が繰り返される。同じ人が②と③とのあいだに正反対の態度をとっているのに、人格分裂という自覚はない。③におけるひたすら神妙な顔は、ただウソが発覚したことによる後悔と自責の念だけに見える。現代日本人は（諸外国でもウソの構造は大同小異であろうが、私の体験の限りでは、とくに③の光景を目にしたことがない）、こうした「奇妙な力学」にあまりにも馴れてしまい、その「おかしざ」を感じる能力が麻痺してしまっているのではないだろうか？ やはり、このすべては「おかしい」のではないだろうか？

以上のことを言いかえれば「真実より権利」の優先と表すことができよう。刑法犯罪に眼を転じると、現代日本では、被告人に黙秘権を認めるのであり、加害者の少年の人権を守るために一切の顔写真を出さないのであり、**加害者を被害者以上に手厚く保護する**のだ。少年を殺害しその首を校門の前に置いた加害者（酒鬼薔薇聖斗）が、その事件をもとにした本を書き刊行することさえ（いかに世間の非難を浴びても）違法とは言えないという「おかしさ」を選び取っているのである。

あおり運転をした A が責任を負うことは、当然のように思われるのだが、弁護側は、A の車は停まっており、他のトラックが被害者の車に追突して夫婦を死に至らしめたのであるから、**A の行為に危険運転致死傷罪を適用することはこの法律の立法者意思に反するという理由により、A に対して無罪を主張した**。昨年（二〇一八年）十二月、第一審の横浜地裁は、危険（あおり）運転を認めたが、少なからぬ法律専門家は、今後、上訴審でこれが覆される可能性もあろうと解説している。もし覆されて A が無罪になるとすると、この事件は今後「法に守られた真実」すなわち「法に守られたウソ」の典型例となるであろう。

自分が老人（現在七二歳）になってみてよくわかるが、ただ長く生きているだけではまったく尊敬に値しないのだから、「敬老の日」など必要はなく、「年寄り」を「お年寄り」と呼ぶ必要もない。私は両親を尊敬していなかったが、同じように息子から微塵も尊敬されたくない。昔だったら、姥捨て山に捨てられる身なのである。たとえ若いときにいかに社会に貢献したにせよ、「いま」は**社会の「厄介者」であることを自覚して、過去の遺物の上に胡坐をかくのはやめるべきである**。

さしあたり、思いつくままに挙げてみれば、次のような場合、人は容易にウソをつき、しかも「仕方ない」と思い込む。

- (1) 自分の利益・幸福を守るためにつくウソ
- (2) 自分の名誉・思想・信条を守るためにつくウソ
- (3) 他人を傷つけないためにつくウソ
- (4) 他人の利益・幸福を守るためにつくウソ
- (5) 他人の名誉・思想・信条を守るためにつくウソ
- (6) 自分の帰属している組織を守るためにつくウソ
- (7) 人間関係の安泰を維持するためにつくウソ
- (8) 社会の安寧秩序を維持するためにつくウソ

多くの人は、外形的ウソはきっぱり拒否するが、その分だけ内面的ウソ、とくに当人が「そのとき見たことや聞いたこと、あるいは語ったことや為したこと」に関する法的に問題になるウソを、疑いつつも受け容れてしまう。確定的反証が挙がらない限り、それがウソであることは確証できない、とあっさりあきらめてしまうのだ。

あるとき、忽然とウソの種子は誕生する。そして、その後は誕生してしまった種子とつじつまを合わせるために、ありとあらゆる努力を積み重ねる。その過程で、ときには脱線しそうになるが、めげずに完全に転覆するまでは最大限の努力をする。そして、うまく脱線を免れると、「はじめから、どこにもウソはなかった」という自信に満ちた態度をとり戻す。

現代日本では、(普通の)殺人事件より電車の中の痴漢事件を大々的にとり上げるのであり、一般的に性犯罪に対してきわめて敏感になっている。それは、中世の魔女裁判にも似たヒステリックな反応であって、政治家も、官僚も、企業家も個人(有名人)も、わずかな油断によって命取りになりかねない。社会から袋叩きにあい、仕事を続けられなくなる恐れがある。よって、加害者は心から反省するのである。

カントが挙げる二番目のウソも「畜群」特有のものであろう。彼らは、いつも身の保全を保持することに全神経を注いでいるから、「自分に親しい」者や「自分の為にもなってくれた」者のウソにはきわめて寛大である。なぜなら、そのウソを告発することによって、こうした大切な者から嫌われたくない、そしてその結果として有形無形のソンをしたくないからである。

第1章で考察したように、近・現代社会では、外形的に最低限のつじつまが合っていれば、そして**明らかな反証となる証拠が挙げられなければ**、どんなに全体がヘンだと感じられても、常識では考えられないと思われても、さしあたり「**ウソではない**」とみなされ、これが直ちに「**真実である**」とみなされてしまう

しかし、一九世紀以降、イギリス、フランス、ドイツという西欧先進国において次第に実定法が整備されてくるとともに、「正しさ」は条文の解釈という一点に集約されることになる。成立している**条文にどれほどの広範な言いを盛り込めるか**、法設定者が予想しなかった事態が発生した場合、それをどれほど「**柔軟に**」解釈できるかが問題になり、これこそ法学教育の要になっていく。一方で、**杓子定規的解釈を戒めながら**、他方で、**拡大解釈に警告を発する**のである。

現代に目を転じれば、先に挙げた「危険運転致死傷罪」の法律解釈をめぐって、法律家のあいだで激しい意見の対立がある。たしかに、Aのあおり運転によって、一家四人のうち両親が死ぬという悲惨な結果になった。しかし、「**危険運転致死傷**」には、「(車の)走行中に」という語句があるが、**当の事態では、車は高速道路上に停車して**、そのうちに後続のトラックがその事に追突した結果、夫婦を死に至らしめたのであった。弁護側は、この事例に危険運転致死傷罪を適用することは、立法者意思に反すると主張する。具体的には、あおり運転と夫婦の死のあいだに立法者が想定するような因果関係が成立していないというわけである。刑法上は、これを「相当因果関係」と呼んで、自然科学的な因果関係あるいは「**XがなければYは生じなかったであろう**」という条件関係とは区別する。これに反して、検察側は、立法者意思を広く取れば、ここに相当因果関係は認められるという主張である。

法学は人間社会における「**法＝正義**」の実現をめざす学問。

さらに「**一事不再理**」という制度があり、これは、裁判が確定した後に同じ案件ではふたたび訴追できない、ましてより重い罪状を科すことはできない、という制度である。その後決定的証拠が出てきた場合には、死刑が確定した後に再審して、無罪を言い渡すことはできる。しかし、逆に、**いかなる証拠が出てこようとも、無罪が確定した後に、再審して死刑を言い渡すことはできない**のである。

浜田寿美男氏の『自白の心理学』を読むと、自白の強制に至る、信じられないような人間心理が丁寧に記述されている。まず、「証拠力」が乏しいときに自白が強要されがちになるのは、警察や検察の「実績」による。ちょっと資料が古いですが、本書（二〇〇一年）の時点で起訴は（略式起訴も含め）年間一一〇万件であるが、そのうち無罪が確定するのはわずか五〇件あまり（〇・〇〇五パーセント）ということである。この経験的事実が、彼らの自信を強めるのであろう。それにしても、無実でありながら自白に至る過程は常識と大いに異なる。常に被疑者を精神的に痛めつけて暴力的に自白を獲得するわけでもないのだ。

あるいは被疑者は、自分を責めている当の取調官にむかって救いを求める気持ちにすらなる。（中略）無実の被疑者にとって取調官は敵ではなく、良くも悪くも自分の処遇を左右する絶対的な支配者なのである。

（中略）それに被疑者はなんとか取調官にもわかってもらおうと必死なのである。そしてその心情のなかで自白に落ちる。だからこそ、うその自白に陥りながら、被疑者と取調官が手を取りあって泣いたりする光景も現出するのである。（『自白の心理学』岩波新書、一〇〇～一〇一ページ）

無実の自白をしてしまった被疑者の心理状態として、次のことも付け加わる。

そうして取調べのなかで苦しくなって、追及されるままに罪を認めてしまったとする。しかしそのことが実際の刑罰につながるのと現実感はもてない。なにしろ自分はやっていない。やっていない人間が、たとえことばのうえで自白したとして、どうしてもって刑罰にかけられることになるだろうか。そんなことはおよそ信じられないというのが、彼らの偽らざる心境である。（同書、一〇三ページ）

だが、悲惨な事件が起こると、テレビの画面でとうとうと語り続けるコメンテーターたちは、なぜ——あまりにも良識的に——たちまちのうちに「今後、こういうことが起こらないように」という議論の方向に進みたがるのであろうか？ なぜこの事件そのものに関して、殺された少女の苦しみに見合った加害者への「正当な処置」を考えないのであろうか？

加害者が刑務所に何年か入り、心から反省し、社会に復帰し、これを機会に法律も整備されて、あの少女の死は無駄にならなかった、とでも言いたいのであろうか？ そうではないであろう。

あの少女を死に至らせた者（両親）には、生きている限り、少女と同じほどの苦しみを味わってもらいたいが、そしてできれば自責の念に駆られて死んでももらいたいが、せめて今後生きていく限りまともな人生を歩ませるべきではない、と思う。少なくとも、本人は絶対そう考えるべきではない。一生、罪を背負い苦しんで生きるべきである。

なぜ、こうした立派な人々が真顔で「ウソをつくべきでない」と語りながら、やはり真顔で「ウソをついてしまう」という自己欺瞞状況に陥ってしまうのか？ しかもさしたる自責の念も抱かないのか（ここが重大である）？ こう問いかけると、自然に近代国家の原理としての「法の支配」が浮かび上がってくる。法を整備し、基本的人権を尊重すればするほど、**真実**は**外形的真実**に限定され、**内面的真実**は追放されていく。そして、**法と道徳とのあいだのギャップ**は広がっていくのである。

振り返ってみると、安倍首相の発言のかなりの部分が、真実であることが疑わしい（そしてそのかなりの部分がウソに近い）ように思われるが、何度も「**わが国は法治国家である**」と明言したことだけは完全に正しい。

というのも、**法治国家とは外形的ウソ**に目を光らせる代わりに**内面的ウソ**を放置し増大させる**制度**であり、じつは法治国家と内面的ウソとは互いに協力関係にあり、腕を組んで進んでいくからである。

現代の法治国家においては、公務員も会社員も組合員も会員も……あらゆる組織人は確定的な反対証拠や反対証言が挙げられない限り、当然のごとく真実に反した言動をとって平然としている。そして、新たに動かしたい証拠や証言が出てくるや、くるりと態度を一変させて、「**心から謝罪する**」のだ。先に述べたように、証拠が出てくる前は、真実に反してウソをつくほうがトクだからであり、証拠が出てくると真実に従って謝罪するほうがトクだからである。

学校の教材をはじめわれわれが子どもに何を教えているかを反省してもらいたい。適度にウソをつき、外形的な適法仰のみを目指し、功利的にうまく立ち回ることではないであろう。とにかくウソをつかないことであろう。大人たちはウソばかりつく子どもを憂えるであろうし、大人に向かって真顔でウソをつく子どもの将来に恐怖さえ覚えるであろう。

人間には、**法よりずっと重要な道徳**という領域が開かれているのだ。だから、「**真実**を貫いてソンをした自分は人間としてどこまでも正しく、**ウソ**をつき通してトクをした相手は人間として**最も下劣だ**」と信じるようにしよう。「**真実**」こそ人間として最高の価値であり、相手はそれを失ったのであるが、全財産を失っても、全信用を失っても、全希望を失っても、あなたは**その最高の価値を失っていない**のであるから。